

浜松市告示第53号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和8年1月29日から2週間浜松市中央土木整備事務所（西行政センター内）において一般の縦覧に供する。

令和8年1月29日

浜松市長 中野祐介

記

路線名	区間	供用開始の期日	摘要
市道篠原67号線	浜松市中央区篠原町3963番5	令和8年1月29日	認定区間